令和９年４月に入学予定のお子さんの保護者様へ

令和９年度 就学援助（しゅうがくえんじょ）「入学前支給（にゅうがくまえしきゅう）」のご案内

宗像市では、経済的理由により入学時に要する費用を負担することが困難な児童生徒の保護者に就学援助の入学前支給を行います。

※世帯の所得状況を審査して決定しますので、希望しても受けられない場合があります。



「就学援助」とは、宗像市内に住所を有し、かつ経済的理由で小・中・義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費等を援助する制度です。「入学前支給」とは、この就学援助のうち次年度入学時に必要となる「新入学児童生徒学用品費」のみ、入学前に支給する制度です。

支援の金額

小学校（義務教育学校前期課程）入学予定者　64,300円

中学校（義務教育学校後期課程）入学予定者　81,000 円

※認定要件を満たした保護者には、令和9年3月に支給します

対象者

下記の条件をすべて満たす者に限ります。

- ☑ 令和9年4月に小・中・義務教育学校へ入学予定である児童生徒の保護者
- ☑ 入学前支給申請時（1月）と入学時（4月）に市内に住所を有する方
- ☑ 令和7年1月～12月の生計同一世帯の**所得合計が、生活保護基準額の1．4倍以下**

※生活保護を受給中の世帯は、入学準備金として別途支給されるため、この申請は不要です。

年収の目安（例）

認定となる世帯のモデルケース ※給与収入の場合	年収の目安	
	持家の場合	賃貸住宅の場合
父（40歳）、母（40歳）、子（12 歳） 	約400万円	約475万円
母（40歳）、子（6歳） ※児童扶養手当受給中 	約350万円	約430万円
父（40歳）、母（40歳）、子（12歳）、子（6歳） 	約430万円	約500万円

申請方法及び申請期間

〇申請方法　郵送または窓口

〇申請期間

郵送　令和9年1月4日（月）～令和9年1月29日（金）消印有効

窓口　令和9年1月4日（月）～令和9年1月29日（金）※土日祝日を除く

受付時間 9：00～16：00　受付場所 市役所 本館 3階（教育支援室）

申請に必要な書類

申請時点で「令和8年度就学援助」を認定されている世帯で、下記①に記載する申請者名・振込先が同じ場合は、下記②～⑥は不要です。

①就学援助「入学前支給」申請書		教育支援室窓口、市ホームページ、宗像市立学校で入手できます。 ※世帯分離している場合も、同一住所に住んでいる方全員の記載が必要です。（光熱水費の領収書等により生計が別であることを証明できる場合は、別世帯分は不要）
②通帳のコピー		振込先口座の通帳。申請者と同じ名義のものに限ります。
該当者のみ	›ひとり親等の場合 **③ひとり親家庭等医療証または児童扶養手当証書のコピー**	**氏名、有効期限等**が記載された部分をコピーし同封してください。 （有効期限内のものに限る）
	›賃貸住宅に住んでいる場合 **④住居の賃貸借契約書のコピー**	**物件の所在地、借主（契約者名）**が記載された部分をコピーし同封してください。
	›**申請時に**市外に家族がいる場合 **⑤住民票**	申請時に**市外に住んでいる家族**（単身赴任や別居する大学生等）分の住民票が必要です。 ※氏名、生年月日が記載され、令和8年10月1日以降に発行されたもの
	›**令和8年1月1日時点**で市外に家族がいる場合 **⑥令和8年度所得証明書**	令和8年1月1日時点で**市外に住んでいる家族**（単身赴任や別居する大学生等）分の所得証明書が必要です。 ※源泉徴収票では代用できません。

ご案内

○入学までに市外転出する可能性がある方は、申請を行わないでください。入学前支給を受けた後、市外転出等により対象者の要件を欠いた場合は、当該支給額は返還していただきます。

○今回の入学前支給を申請しない、または不認定の場合でも、入学後の就学援助申請（6月に集中受付開始）で認定されれば、「新入学児童生徒学用品費」を他の援助費に併せて支給します。なお、今回の入学前支給を受給した場合は、入学後の就学援助では「新入学児童生徒学用品費」は支給されません。

○今回の入学前支給を受給された方で、入学後に給食費等の他の就学援助費の受給を希望する場合は、入学後の集中受付期間（6月）に、再度申請が必要です。その場合、所得審査の対象年が異なるため、入学前支給は受給できても他の就学援助費は受給できない場合があります。

【申請先・問合せ先】

宗像市教育委員会　教育支援室 教育相談係（宗像市役所本館 3 階）
住所：〒811-3492 宗像市東郷一丁目 1 番 1 号　　電話番号：0940-36-9610（平日 9：00～16：00）